

社団法人全国建設業協会  
企業会員・団体会員 の皆様へ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃から、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営に多大なご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、企業経営は厳しさを増し、雇用情勢は極めて厳しい状況が続いておりますが、中長期的には、高齢化が一層進み、働く年代が大きく減少する時代を確実に迎えることを考えますと、社会や産業、企業の活力、競争力を維持していくために、できるだけ多くの人たちがいくつになっても働き続け、社会の支え手として活躍することができる社会を築き上げることがどうしても必要であります。

かねてより、当機構では、産業団体が主体となった当該産業における高齢者雇用のための冊子（ガイドライン）策定などについて支援してきました。

建設業の分野においても、冊子において、「技能や経験のある『職人』の皆様が、長く建設現場でその手腕を生かして働くことができるようにすることが求められている」と指摘した上で、高齢者が働きやすい安全な建設現場づくりについて、わかりやすく紹介しています。

（この冊子は、平成12年度に社団法人全国建設業協会のご尽力で、取りまとめられました。概要は、後述の機構ホームページからご覧いただけます。）

こうした中、会員企業の皆様におかれては、「高年齢者雇用安定法」に基づき、少なくとも63歳までの高年齢者雇用確保措置を実施いただいていることと思いますが、いわゆる団塊の世代が3年後には順次65歳に達し始めることからすれば、今後は、できる限り早期に少なくとも65歳まで希望者全員が働ける企業、さらには、各企業の実情に応じ、先ず、お一人でもお二人でも、65歳を超えて70歳まで働ける職場に向けた初めの一步を踏み出していただければと願っております。

65歳、更に70歳までの高齢者雇用に向けて検討してみたいけれど、高齢者雇用の企業サイドのメリットをもっと聞きたい、そもそも課題がどこにあるかわからない、賃金制度や職場改善、従業員のモラル喚起などの課題があるけれど対処方法がわからない、先進的取組み事例を知りたい、助成措置があれば活用したいといったこともあるかと思えます。こういった企業の皆様に対しましては、当機構及び各都道府県にある雇用開発協会が次のようなお手伝いをさせていただきます。

① 高年齢者雇用アドバイザーによる支援

専門的知見及び実務経験の双方を兼ね具えたアドバイザーが、賃金・退職金制度の見直し、職域開発等について、個々の企業に合わせた具体的な課題解決のための相談・援助を行っております。相談・援助については、基本的に無料です。

#### ② 各種奨励金による支援

65歳以上への定年の引き上げ等を行おうとする企業に対しては、「中小企業定年引上げ等奨励金」の支給による支援を行っております。

例えば、70歳以上までの定年の引上げを行った企業に対しては、最高で160万円が支給されます。

#### ③ 中高年従業員を戦略的人材に変えることを目的とした研修等の実施

中高年従業員を対象に、「会社から必要とされる人材になるにはどうすれば良いか」などにスポットをあて、自己の職業能力や特性を再認識させ、個々人に合わせた能力開発計画の立案などを通じて職場の活性化を図るなどの各種研修を行っております。研修のカリキュラムは職場のニーズに合わせてプランを提案いたします。

#### ④ 先進事例の紹介

65歳を超えても高齢者が生き生きと働いている企業について、地域、企業規模ごとに数多く事例収集しています。65歳を超えた高齢者が実際にどのような仕事をし、どのようなポスト・処遇により働いているかについて、具体例を紹介いたします。

これらの詳細については、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構のホームページをご覧ください。地元都道府県雇用開発協会に遠慮なくお問い合わせ下さい。ご利用をお待ちしております。

また、都道府県建設業協会などの団体会員様に対しては、ご要請により地元の雇用開発協会が訪問し、上記サービスの利用方法などについて具体的にご説明させていただきます。会員企業の皆様における高齢者雇用確保についてのお取組みについて少しでもお役に立ていただければ幸いです。

○ (独) 高齢・障害者雇用支援機構のホームページ (事業主の方へ/高齢者雇用) のアドレス

<http://www.jeed.or.jp/elderly/employer/elder01.html>

○ 都道府県雇用開発協会などの連絡先一覧

<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html#08>

末筆となりましたが、企業会員・団体会員の皆様の益々のご発展をお祈りい

たします。

敬具

平成21年9月11日

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構  
業務部長 佐藤 学

(本件担当)



独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 業務部 業務課

〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1 (ニューピア竹芝ノースタワー)

(大森雅文 (TEL03-5400-1643))